

※この法令は廃止されています。

平成十七年文部科学省令第四十九号

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則を次のように定める。

（適用範囲）

第一条 この規則は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるもの）をいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第三条 この規則において「放射能濃度確認対象物」とは、試験研究炉等設置者等又は使用者が工場等において用いた資材その他の物であつて、法第六十一条の二第一項の確認を受けようとするものとをいう。

第四条 この規則において「評価単位」とは、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行う範囲をいう。

第五条 この規則において「評価対象放射性物質」とは、評価単位に含まれる放射性物質であつて、法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、測定及び評価を行うものをいう。

第六条 この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

（放射能濃度の基準）

第二条 法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、評価単位ごとの評価対象放射性物質の平均放射能濃度が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、いずれも当該各号に定める放射能濃度であることをとする。

一 評価対象放射性物質の種類が一種類の場合 別表の第一欄に掲げる放射能濃度確認対象物及び同表の第二欄に掲げる評価対象放射性物質の種類に応じて、同表の第三欄に掲げる放射能濃度である。

二 評価対象放射性物質の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる放射能濃度のそれぞれ同表の第三欄に掲げる評価対象放射性物質の種類ごとの放射能濃度の和が一となるようなそれらの放射能濃度

（放射能濃度の確認の申請）

第三条 法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者は、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 放射能濃度確認対象物に係る工場等の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

二 放射能濃度確認対象物の種類及び総重量

四 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法

二 前項の申請書には、法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき測定及び評価が行われたことを示す記録を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本、副本及び写し各一通とする。
(放射能濃度確認証)

第四条

原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に關し、原子力規制検査により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。

一 法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従つて放射能濃度の測定及び評価が行われてること。

二 放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。

（測定及び評価の方法の認可の申請）

第一条 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第六十一条の二第二項の規定により、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射能濃度の測定及び評価に係る工場等の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名稱）

三 放射能濃度の測定及び評価に係る施設の名称

四 放射能濃度確認対象物の種類

五 評価単位

六 評価対象放射性物質の種類

七 放射能濃度を決定する方法

八 放射線測定装置の種類及び測定条件

九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法

十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム

十一 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一 放射能濃度の測定及び評価に係る施設に關すること。

二 放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に關すること。

三 評価単位に關すること。

四 評価対象放射性物質の選択に關すること。

五 放射能濃度を決定する方法に關すること。

六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に關すること。

七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に關すること。

八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに關すること。

九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

十 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

第六条

原子力規制委員会は、法第六十一条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮しえ切な重量であること。

二 評価対象放射性物質は、評価単位に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。

三 放射能濃度を決定する場合には、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比、計算その他の方法を用いて放射能濃度を決定することができる。

四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。

委員会規則第十二号による改正前の第二条第一項第三号から第七号まで及び第二項と、新外運搬規則第二十条中「第十七条の二」とあるのは「第十七条」とする。

第十四条 施行日前に旧加工規則第七条の八の二第一項第一号、旧再処理規則第十六条の二第一項第一号の規定による申請とみなす。

第一号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第一号の規定により行われた評価はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七条の八の二第一項第二号、旧再処理規則第十六条の二第一項第二号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第二号の規定により策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により策定された方針と、旧加工規則第七条の八の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針と、旧試験炉規則第十四条の二第三項の規定により行われた評価及び当該評価に基づき策定された計画はそれぞれ新試験炉規則第九条の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針とみなす。

第三項、第五十条の五第三項又は第五十七条の五第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新開割戸規則第一百十一条第一項第十二号及び第

号及び第二項並びに第二項第三号及び第八号、新規開発料金第一項第一項第一号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。」を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第二十二号並びに第二項第五号及び第八号、新開発炉規則第百一一条第一項第十二号

号第七号及第十一号並びに第二項第五号及び第八号新規則第十一号第一項第一項第十一号新規則第十一号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

年原子力規制委員会規則第四号) 附則第十二条第二項中「新研開炉規則第七十八条から第八十一
条まで、第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号ま
で」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う税金開拓等による原子炉施設等に係る原
子炉の規制」に改めることとする。

は関する沿道等の一部を改正する沿道の一部の行為に付し説明在穷等原子炉加設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八条、第八十七条第一項第十六号及び第三項第十六号」に改める。

附則第二条第二項中「新試験炉規則第十五条第一項第十五号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規

則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十条並びに第十五条第一項第十五号及び第二項第十五号に改める。

ける安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の核燃料物質の使用等に

関する規則第二条の十一の八並びに第二条の十二第一項第三十三号及び第二項第十五号に改める。附則第七条第二項中「新加工事業規則第七条の四の四、第七条の四の五、第八条第一項第十七号及び第十八号、同条第二項第十九号及び第二十号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則規則の整備等に関する規則（令和二年

原子力規制委員会規則第十二号)による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の四の三、第八条第一項第十四号及び第二項第十六号」に改める。

次の定期事業者検査」に改める。

附則第十一條第二項中「新再処理事業規則第十二条の四、第十二条の五、第十七条第一項第二十号及び第二十一号、同条第二項第二十一号及び第二十二号」を「原子力利用における安全対策の強化のための該原料物質、該燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律等の一部

（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十二条、第十七条第一項第十五号及び第二項第十七号」に改める。

第十四条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第五号。次項において「平成二十九年改正規則」という。）附則第二条第三項及び第四項並びに第三条を削る。

2
平成二十九年改正規則附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされたいた発電用原子炉施設に係る附則第十一項第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号」とあるのは、「新研開炉規則第百十一条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号」とする。

第十五条 試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表中「第二条の十一の十第二項第一号」を「第二条の十一の十三第二項第一号」に改める。

十三第二項第十八号に改める。

第十六条 (定義) この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質 核燃料物質 制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質 核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 旧試験炉規則 この規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

四 新試験炉規則 この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

六五 旧核燃料物質使用規則
新核燃料物質使用規則
この規則による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。
この規則による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

八 七
旧加工規則
新加工規則
この規則による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。
この規則による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。新再処理規則による改正後の使用者が再処理の事業にに関する規則をいう。

十二　旧外運搬規則　この規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。

十三 新外運搬規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。

十四 日二種理設規則 これの規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された
に関する規則をいう。

物の第一種廃棄物埋設の事業に關する規則をいう。

十五、薪と和焼米の規則
この規則によると改正後の和焼米の物質は、和焼米の物質によって消費されたり物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十六 旧廃棄物管理規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十七 新廃棄物管理規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十八 旧研開炉規則 この規則による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

十九 新研開炉規則
この規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規定を示す。

二十 新貯蔵規則

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

第一欄 第二欄 第三欄

第一欄

物									
C l	C l	3 H	3 類	質性	放	對	評	欄	第
1	1	0	1	/	(度	能	放	欄
			0	g	B				第
				q	濃	射			三

9 I	1 2	T e	3 m	1 2	b S	4 2	1 m	A g	0 m	1 0	A g	8 m	1 0	u R	6 0	1 9	T c	9 b	N b	9 5	N b	9 4	S r	9 0	Z n	6 5	N i	6 3	N i	5 9	C o	6 0	C o	5 8	F e	5 9	F e	5 5	M n	5 4	S c	4 6	C a	4 1
0 1	0 1	.	1	1 .	0	1	0	.	.	1	1	0	.	1	1 .	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1 .	0	0	1 .	0									

二
つ
づ
て汚
染さ
れ
た物
を取
り扱
う使
用施
設等
に
お
い
て用
い
た資
材そ
の他
の物
であ
つて
金
屬
によ
る。)

C 5 o 8	F 5 e 9	F 5 e 5	M 5 n 4	S 4 c 6	C 1 4	3 H	m 1 2 A 4	u 1 2 P 4	u 9 2 P 3	a 2 1 T 8	b 0 1 T 6	u 4 1 E 5	u 2 1 E 5	a 3 1 B 3	s 7 1 C 3	s 4 1 C 3
1	1	0 1 0 0	1 0	1 0	1	0 1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

b 4 1 S 2	n 3 1 S 2	S 9 1 n m 1	n 3 1 S 1	I 4 1 n m 1	A 0 1 g m 1	A 8 1 g m 0	u 6 1 R 0	u 3 1 R 0	N 9 b 5	N 9 b 4	Z 9 r 5	Y 9 1	S 9 r 0	S 8 r 9	Z 6 n 5	C 6 o 0
1	0 3 0 0	0 1 0 0	1	1 0	1 0 .	1 0 .	1 0 .	1 0 .	1 1	1 0 .	1 0 1 0	1 0 1 0 0	1 0 1 0 0	1 0 1 0 0	1 0 1 0 0	

a 2 1	f 1 1	b 0 1	d 3 1	u 5 1	u 4 1	P 8 1 m	e 4 1	e 1 1	s 7 1	s 4 1	T 9 1 e	T 7 1 e	T 5 1	b 5 1
T 8	H 8	T 6	G 5	E 5	E 5	m 4	C 4	C 4	C 3	C 3	m 2	m 2	m 2	S 2
1 0	1	1	1 0	1	1 0	3	1 0	0 1	1 0	1 0	1 0	1 0	0 1	1 0

三 使用者が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によつて汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物であつて金属
くず

別記様式 (第11条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則第 条
第 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁
的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記載された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該申請の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されてい
る事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記
録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電
磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合に
あっては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。